

地域ならではの健康素材を活用した台湾誘客推進事業業務委託の 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は諏訪地方観光連盟及びその連携先が、平成 30 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業を活用し、標記事業を実施するにあたり、効果的なプロモーションを行う事業者を選定するために、必要な事務及び審査手続きを定めるものとする。

2 選定方式

本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により選定する。

3 対象業務

- (1) 業務名 地域ならではの健康素材を活用した台湾誘客推進事業業務
- (2) 発注主体 諏訪地方観光連盟 会長 金子 ゆかり
- (3) 連携先 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー、一般社団法人駒ヶ根観光協会、中部国際空港株式会社
- (4) 委託目的
一連の事業実施に係る業務は専門性が高いことから、専門的知見、企画立案能力、関係機関調整能力を要する事項や労働力集約的な業務等を専門業者へ委託することにより、事業の円滑な遂行をする。
- (5) 業務内容
 - ①旅行会社招請
 - ②セールスコール※対象業務の詳細な説明は、仕様書（案）による。
- (6) 委託期間 契約日～平成 31 年 3 月 15 日
- (7) 委託予定額 2,100,000 円以内
 - ・消費税及び地方消費税を含む。

4 参加要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去2年間に長野県内の自治体・観光協会等において、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする事業を2回以上受託した実績を有する事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は長野県財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (3) 岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市、原村、富士見町、駒ヶ根市、名古屋市の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 提出を求める資料の内容及び様式

様式	提出物	締切	方法等
第1号	参加申込書	平成30年 8月15日（水）午後5時	Eメール
任意	質問書	平成30年 8月10日（金）午後5時	Eメール
任意	企画提案書	平成30年 8月20日（月）午後5時	Eメール

6 事業者選考委員会

(1) 概要

諏訪地方観光連盟会長は、提出された企画提案書等の審査及び評価を行うため、地域ならではの健康素材を活用した台湾誘客推進事業業務委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 構成

- ・選考委員会は、諏訪地方観光連盟幹事8名及び各連携先から代表者を1名ずつ選出し合計11名で組織する。
- ・選考委員会委員長は諏訪地方観光連盟幹事の中から、インバウンド戦略部会長とする。

7 事務手続き

(1) 募集から受注候補者の特定までのスケジュール

内容	日程	備考	様式
手続き開始の公表	平成 30 年 7 月 30 日 (月)	ホームページにて公表	-
参加申込書の提出	平成 30 年 8 月 15 日 (水) まで	提出窓口へEメール	第 1 号
質問書の提出	平成 30 年 8 月 10 日 (金) まで	提出窓口へEメール	任意
質問書に対する回答	平成 30 年 8 月 16 日 (木)	各社へEメール	-
企画提案書の提出	平成 30 年 8 月 20 日 (月)	提出窓口へEメール	任意
審査結果の通知	平成 30 年 9 月 3 日 (月) まで	各社へ郵送	-
契約手続き	平成 30 年 9 月 10 日 (月)	-	-

(2) 業務説明書（プロポーザル実施要領、仕様書）の交付期間、場所及び方法

- ・平成 30 年 7 月 30 日 (月) に諏訪地方観光連盟ホームページ及び茅野市ホームページ（諏訪地方観光連盟インバウンド戦略部会事務局担当市）で公表する。

(3) 参加申込書の提出方法及び提出期限

①提出方法

- ・様式第 1 号でEメールにより、下記提出窓口まで送信すること。

②提出期限 平成 30 年 8 月 15 日 (水) 午後 5 時

(4) 業務説明書に対する質問書提出方法、提出期限及び回答方法

①提出方法

- ・Eメールにより、下記提出窓口まで送信すること。
- ・事業者名、所属、担当者名、電話番号、Eメールアドレスを記載すること。

②提出期限 平成 30 年 8 月 10 日 (金) 午後 5 時

③回答方法

- ・平成 30 年 8 月 16 日 (木) までに、全事業者へEメールにより回答する。

(5) 企画提案書の留意事項、提出方法及び提出期限

①留意事項

- ・様式は任意とするが、原則 A4 版は縦、A3 版は横とする。
- ・記載すべき事項は以下のとおりであるが、極力具体的に示し、かつ、可能な限り簡素化することとする。

- 1) 提案事業者の組織概要
 - ・経営規模 資本金、売上高、経常利益等
 - ・組織体制 組織図、職員数等
- 2) 過去2年間の種類及び規模をほぼ同じくする事業の受託実績（2事業以上）
 - ・発注者、事業年度、事業名、事業内容を記入すること。
- 3) 現状の課題及びその対応方針
- 4) 当該事業の実施方針及び具体的な提案
 - ・仕様書（案）に記載した事業項目及び事業内容を原則とするが、これによらない有効な提案も受け付ける。
- 5) 当該事業の実施体制
- 6) 当該事業のスケジュール
- 7) 必要経費
 - ・事業内容に見合った適切な経費であること。（「概算見積内訳」を提案書に明記すること。）なお、様式については、各社の任意の様式とする。

②提出方法

- ・Eメールにより、下記提出窓口まで提出すること。
- ・メール送信後に送信した旨を提出窓口まで電話連絡すること。
- ・データ量が10MBを超える場合には、送信前に提出先まで連絡すること。

③提出期限 平成30年8月20日（月）午後5時

8 事業者選定について

(1) 事業者選定方法

- ・企画提案書等提出書類の内容を、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により審査し、評価点数が最も高い事業者を契約予定者として選定する。
- ・評価点数が最も高い業者が複数ある場合は、見積金額を審査し、決定する。
- ・契約予定者と契約が成立しなかった際には、次点の提案者と協議を行う。
- ・審査については、企画提案書を選考委員宛に送付し、各自で審査する。

(2) 受注候補者を特定するための評価基準及び特定方法

①評価基準

	審査項目	主な評価基準
1	企画提案書全般	(1) 事業目的を的確に把握しているか (2) 現状の課題及び対象地域・対象国について具体的かつ適切に理解しているか。 (3) 現状を踏まえた対応方針について、具体的かつ適切に示されているか (4) 当方の要請する内容を満たしているか（内容の欠落等） (5) 当方の要請する内容について、偏りはないか (6) 企画書の構成・見栄はどうか（分かりやすい内容か、まとめ方の良否）
2	提案・アイデア	(1) 当地域の実情を踏まえた内容であるか (2) 当方の要請する実施方針の内容をみたしているか（内容の欠落等） (3) 提案・アイデアに具体性があるか (4) 提案・アイデアの実現の可能性はどうか (5) 提案・アイデアに創造性があるか
3	実施体制	(1) 事業を安定的に遂行する実施体制を有しているか (2) スケジュールは妥当なものか (3) 各工程において作成される成果物について、具体的かつ適切に示されているか (4) 予算の妥当性

②特定方法

- 1) 選考委員会の各委員が、企画提案書ごとに評価基準各項目について評価を付す。
- 2) 各委員による評価の合計点の平均が50点以上であり、かつ、総得点が最も高い企画提案書を採用する。
- 3) 総得点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が採用を決定する。
- 4) 企画提案書の合計点数が2)の基準に満たない場合は採用せず、基準を満たす企画提案書がない場合は再度企画競争を行う。

(3) 審査結果について

①結果の通知

- ・企画提案書の提出のあったすべての事業者へ通知する。

②非特定理由説明請求及び回答に関すること。

- ・選考委員会委員長は、企画提案書提出業者のうち受注候補者以外の者に対し、受注候補者として特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。
- ・通知を受けた事業者は、通知日から起算して10日（休日を除く）以内に限り、書面により、選考委員長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・選考委員会委員長は、説明を求めることのできる最終の日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

9 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合。
- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合。
- ・その他、公平な審査を妨害する行為があった場合。

10 特記事項

- ・参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル方式への参加者の負担とする。
- ・提出された参加申込書及び企画提案書は、返却しない。
- ・提出された参加申込書及び企画提案書は、企画提案書提出者の選定及び受注候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないが、選定において複製する場合がある。
- ・提出期限以後における参加申込書又は企画提案書の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ・契約締結後、委託団体名などは公表する。

11 提出窓口

- ・参加申込書、質問書及び企画提案書の提出並びに問合せ先

諏訪地方観光連盟インバウンド戦略部会事務局

（茅野市役所観光まちづくり推進課観光係内）

観光係長 柳平智秀 主査 五味健太郎

住所 〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

TEL 0266-72-2101（内線422）

FAX 0266-72-5833

Eメール kanko@city.chino.lg.jp